

舟橋村告示第 24 号

舟橋村広報紙折り込み物取扱要綱をここに公布する。

令和 8 年 6 月 25 日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村広報紙折り込み物取扱要綱

(令和 8 年 6 月 25 日告示第 24 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、舟橋村（以下「村」という。）が発行する広報紙（以下「広報紙」という。）への折り込み物の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(折り込み物の範囲)

第 2 条 広報紙に折り込むことができるものは、村民生活の利便性の向上に寄与するものとし、その範囲は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体その他行政機関からのお知らせ
- (2) 社会福祉協議会、自治会、町内会、PTA、消防団その他公共的団体からのお知らせ
- (3) 村内のスポーツ、文化、NPO その他地域活動を行う団体からのお知らせ
- (4) 村内に事業所を置く事業者からの地域住民向け情報
- (5) その他村長が村民生活に有益な情報であると認めるもの

(折り込みを認めないもの)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、折り込みを認めない。

- (1) 広報紙の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令に違反するおそれのある内容を含むもの
- (3) 政治活動、宗教活動等の思想・信条又は個人の意見を内容とするもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 村外に本拠を置く事業者による営業又は宣伝を主たる目的とするもの。ただし、村民生活の利便性の向上に寄与すると村長が認めるものについては、有料により折り込みを認めることができる。

- (6) その他折り込み物として適当でないと村長が認めるもの

(折り込みの優先順位)

第 4 条 折り込みの優先順位は、受付順とする。ただし、受付日が同日の場合又は申込みが集中した場合は、公共性及び緊急性を考慮し、村長が優先順位を決定するものとする。

(折り込み位置及び数量)

第5条 折り込み位置、折り込み数量その他折り込みに必要な事項は、村長が指定するものとする。

(折り込み物の規格)

第6条 折り込み物の規格は、原則として日本産業規格 A4 判以内とする。ただし、村長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 折り込み物は、村長が指定する部数を申込者が用意するものとする。

(折り込み料)

第7条 折り込み料は、1 件につき 5,000 円とする。

2 第2条各号に該当するものについては、折り込み料を無料とする。

3 第3条第5号ただし書の規定により折り込みを認めるものについては、第1項に定める折り込み料を徴収する。

4 折り込み物の作成及び印刷に要する費用は、申込者の負担とする。

(折り込み期間)

第8条 折り込みは、広報紙の発行号を単位とし、折り込み希望者が希望する号に行うものとする。ただし、再度の折り込みを妨げない。

(折り込みの募集)

第9条 折り込みの募集は、必要に応じ、公式サイト及び村広報等で公募するものとする。

(折り込みの申込み及び決定)

第10条 広報紙に折り込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、舟橋村広報紙折り込み申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を折り込み希望号発行日の15日前までに村長に提出しなければならない。ただし、15日前の日が土日祝日にあたる場合は、翌開庁日とする。

2 申込者は、前項の申込書に折り込み物の見本を添付するものとする。

3 村長は、第1項の申込書の提出を受けたときは、第2条及び第3条の規定に基づき、折り込みの適否について、舟橋村広報紙折り込み承認（不承認）通知書（様式第2号）にて申込者に通知するものとする。

(折り込み料の納付)

第11条 折り込みの決定を受けた者は、村長が指定する期日までに、折り込み料を一括して前納しなければならない。ただし、第7条第2項の規定により折り込み料を無料とする場合は、この限りでない。

(折り込み物の作成及び提出)

第12条 折り込み物は、村長が指定する方法により、申込者が作成し、村長が指定する日までに提出しなければならない。

2 折り込み物の作成、印刷及び提出に要する費用は、申込者の負担とする。

(折り込み物の内容の変更請求)

第13条 村長は、折り込み物の内容が第2条又は第3条に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該折り込みを中止し、又は折り込まず、当該要件に適合するよう申込者に対して折り込み物の内容の変更を求めることができる。

(折り込みの取消し等)

第14条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込者への催告その他の手続をすることなく、折り込みの決定を取り消すことができる。

- (1) 申込者が指定する期日までに折り込み料を納付しないとき。
- (2) 申込者が指定する期日までに折り込み物を提出しないとき。
- (3) 前条の規定による折り込み物の内容の変更請求に申込者が応じないとき。
- (4) 前3号に規定するもののほか、村長が折り込みを適切でないと判断したとき。

2 前項の規定により折り込みを取り消した場合において、既納の折り込み料は還付しない。

(折り込み料の返還)

第15条 折り込み料は返還しない。ただし、申込者の責めに帰することのできない事由により折り込みができなくなった場合は、この限りでない。

(申込者の責務)

第16条 申込者は、折り込み物の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 申込者は、折り込み物の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び折り込み物の内容に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを村に対して保証するものとする。

3 申込者は、折り込み物により、第三者に損害を与えた場合は、申込者の責任及び負担において解決しなければならない。

(細則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

様式第1号(第10条関係)

舟橋村広報紙折り込み申込書

[別紙参照]

様式第2号(第10条関係)

舟橋村広報紙折り込み承認（不承認）通知書

[別紙参照]

様式第1号(第10条関係)

年 月 日

(あて先)舟橋村長

申込者 住所
名称
代表者名
電話番号
MAIL
(担当者名)

舟橋村広報紙折り込み申込書

舟橋村広報紙への折り込みを希望しますので、下記のとおり申し込みます。

記

1 折り込み希望号

年 月号

2 折り込み料

- ☐ 無料(第7条第2項の規定により、第2条各号に該当するため)
☐ 有料 1件につき5,000円

3 申込みににおける承諾事項

次の事項について承諾します。

- (1) 広告は、舟橋村広報紙広告掲載要綱第2条に定める掲載範囲とし、掲載の可否は村長が決定すること。
(2) その他舟橋村広報紙広告掲載要綱及びこれに基づく基準等に従うこと。

※ 折り込み物の見本及び事業内容がわかるパンフレット等を添付してください。

様式第2号(第10条関係)

舟 発 第 号
年 月 日

様

舟橋村長

舟橋村広報紙折り込み承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申込みのありました舟橋村広報紙への折り込みについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 可とします

(1) 掲載内容等

申請書のとおり

(2) 折り込み希望号 月号

(3) 折り込み料 ☐ 無料

☐ 有料 金5,000円

(4) 折り込み物の提出部数 部

(5) 折り込み物の提出期限 令和 年 月 日

(6) 折り込み料の納付 (※折り込み料が無料の場合は、納付不要です。)

年 月 日までに同封の納付書により、指定の場所でお支払いください。

(7) 掲載条件

舟橋村広報紙折り込み物取扱要綱及びこれに基づく基準等に従うこと。

2 不可とします

理由